

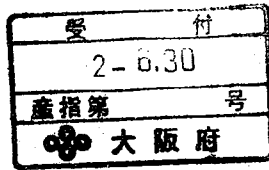
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和2年6月30日

大阪府知事 殿



提出者

住所 大阪府大阪市西淀川区大和田1-2-7

氏名 小倉商事株式会社

代表取締役 小倉清和

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6472-4561

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	小倉商事株式会社
事業場の所在地	大阪府大阪市西淀川区大和田1-2-7
計画期間	2019年4月1日～2020年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	254,564千円
③従業員数	99名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事 ①がれき類（コンクリート破片） 再生処理業者へ委託し再生砕石として再資源化 ②木くず 再生処理業者へ委託しチップ（合材、燃料用）として再資源化 ③がれき類（石綿含有） 最終処分業者へ委託し埋立処分 ④建設系混合廃棄物 再生処理業者へ委託し再資源化または埋立処分

（日本工業規格 A列4番）

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図の通り

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	排出量	4,660 t	69 t
	(これまでに実施した取組) 有価物、再資源可能な廃棄物、産業廃棄物（種類ごと）を可能な限り分別し、適正業者に処理を委託している		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	排出量	3,700 t	55 t
	(今後実施する予定の取組) 現状を維持する		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・産業廃棄物の種類ごとにコンテナを設置し分別している ・石綿含有廃棄物については他の廃棄物に混入しないよう確実に分別保管を行っている ・現場作業員への指導及び指示を的確に行う
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状を維持する

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

混合廃棄物 (管理型)	がれき類 (石綿含有)	蛍光灯 (水銀仕様製品)	廃石綿等
95 t	15 t	0.09 t	0.3 t

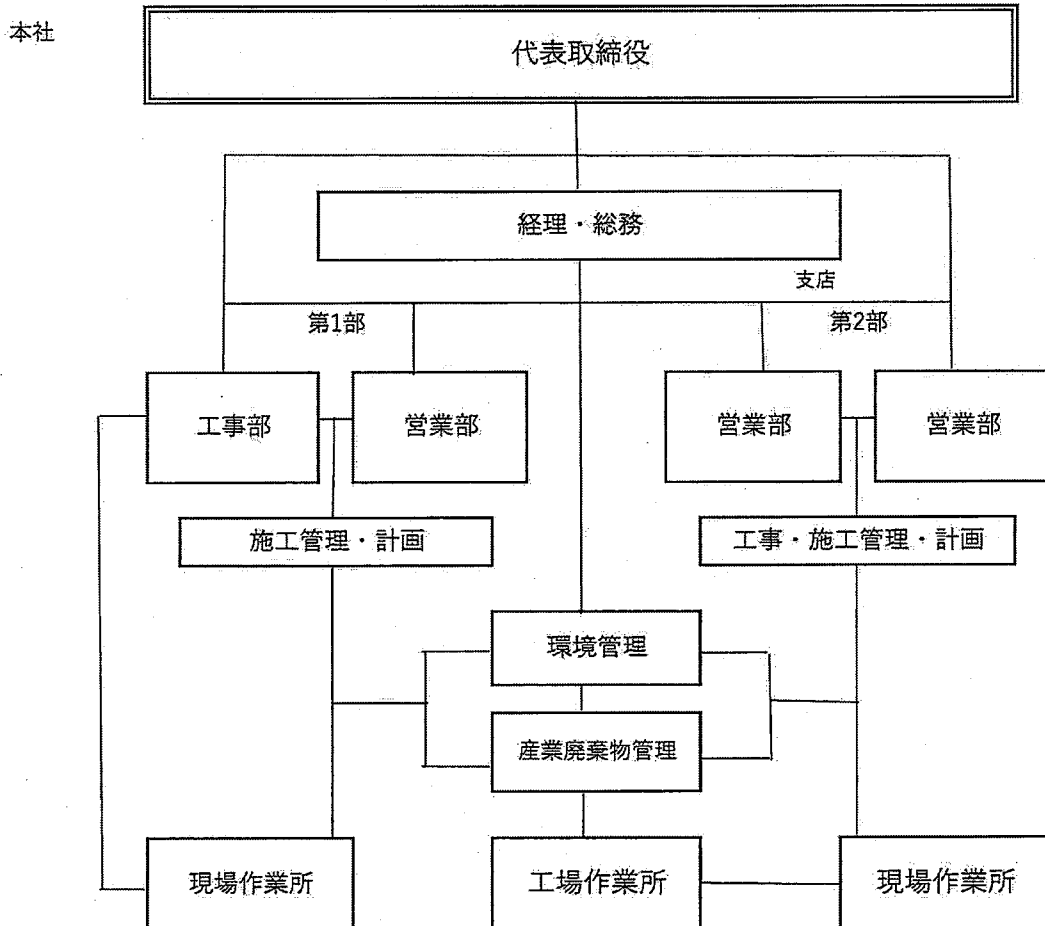
②計画

混合廃棄物 (管理型)	がれき類 (石綿含有)	蛍光灯 (水銀仕様製品)	廃石綿等
76 t	10 t	0.09 t	0.2 t

産業廃棄物に関する管理体制

統括責任者		代表取締役
廃棄物に関わる組織		
役割	工事部 営業部 (各部門担当責任者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物処理に関する検討</li> <li>○ 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。</li> <li>○ 廃棄物管理規定の策定・改廃</li> <li>○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認</li> <li>○ 社員・会社関連に対する教育、啓発</li> <li>○ その他関係する事項</li> </ul>
	施工計画担当 廃棄物管理担当 (または作業所長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物処理計画の作成</li> <li>○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理</li> <li>○ 委託契約書の締結</li> <li>○ 産業廃棄物管理票の交付、管理</li> <li>○ 監督官庁への各種報告</li> </ul>

廃棄物管理組織図



自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施する予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
実施する予定なし			

(第3面-2)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

混合廃棄物（管理型）	がれき類（石綿含有）	蛍光灯（水銀仕様製品）	廃石綿等
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

混合廃棄物（管理型）	がれき類（石綿含有）	蛍光灯（水銀仕様製品）	廃石綿等
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

混合廃棄物（管理型）	がれき類（石綿含有）	蛍光灯（水銀仕様製品）	廃石綿等
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

混合廃棄物（管理型）	がれき類（石綿含有）	蛍光灯（水銀仕様製品）	廃石綿等
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

## (第4面-1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	木くず
	全処理委託量	4,660 t	69 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	4,660 t	69 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・可能な限り電子マニフェスト対応可能な業者を選定している ・廃棄物を適正に処理している業者を選定し書面による契約を実施している		

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

混合廃棄物 (管理型)	がれき類 (石綿含有)	蛍光灯 (水銀仕様製品)	廃石綿等
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

混合廃棄物 (管理型)	がれき類 (石綿含有)	蛍光灯 (水銀仕様製品)	廃石綿等
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

混合廃棄物 (管理型)	がれき類 (石綿含有)	蛍光灯 (水銀仕様製品)	廃石綿等
95 t	15 t	0.09 t	0.3 t
95 t	15 t	0 t	0.3 t
95 t	0 t	0.09 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t



(第5面-1)

		【目標】	
		産業廃棄物の種類	
②計画	全処理委託量	コンクリート破片 3,700 t	木くず 55 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	25 t
	再生利用者への処理委託量	3,700 t	55 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 現状を維持すると共に委託処理施設への現地確認を実施する		
※事務処理欄			

(第5面-2)

②計画

混合廃棄物 (管理型)	がれき類 (石綿含有)	蛍光灯 (水銀仕様製品)	廃石綿等
76 t	10 t	0.09 t	0.2 t
76 t	10 t	0 t	0.2 t
76 t	0 t	0.09 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。